別記第１５号様式（第２２条関係）

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県議会指令　　第　　　号

住　所

氏　名

　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第３４条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

　　　　　年　　月　　日

熊本県議会議長　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |
| 備　　考 |  |

教　　　示

　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞

担当課等名:

　電　　　話: